

議案第 5 1 号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年 3 月条例第 6 号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 6 章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 2 5 9 条～第 2 6 3 条)」

「第 1 6 章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 2 5 9 条～第 2 6 3 条)」

第 1 7 章 雑則(第 2 6 4 条)」

改める。

第 2 6 3 条第 1 項中「第 2 6 3 条第 1 項」との次に「、第 9 5 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と」を加え、本則に次の 1 章を加える。

第 1 7 章 雑則

(電磁的記録等)

第264条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第100条、第104条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、第58条第1項、第113条第1項(第122条において準用する場合を含む。)、第224条第1項(第245条及び第256条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第10条～第60条）」を
「第3節 運営に関する基準（第10条～第60条）」に改める。
第3章 雑則（第61条）」

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第61条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第92条～第94条）」を

「第9章 多機能型に関する特例（第92条～第94条）
第10章 雑則（第95条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第95条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例（平成30年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）

で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例（平成30年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性

に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第5条～第47条）」を
「第2章 設備及び運営に関する基準（第5条～第47条）
第3章 雑則（第48条）
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号。附則において「指定通所支援基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例（第104条～第106条）」を「第7章 多機能型事業所に関する特例（第104条～第106条）」に改める。
第8章 雑則（第107条）」

第7条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第8条第7項中「第1項第2号ア及び第4項第1号」を「第1項第2号ア、第4項第1号及び次項」に改める。

第80条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第104条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中」を「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中」に改め、本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

（電磁的記録等）

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）、第19条（第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定におい

て書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の2・第42条」に改める。

第5章中第42条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第41条の2 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第42条に見出しとして「（委任）」を付する。

（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第48条の2・第49条」に改める。

第6章中第49条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第48条の2 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中指定障害福祉サービス基準条例第263条第1項の改正規定並びに第7条中指定通所支援基準条例第7条第5項、第8条第7項、第80条第5項及び第104条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。